

看護師と介護従事者の全国を適用地域とした
特定最賃の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されている。しかし医療・介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化し、仕事を辞めたいと感じながら働いている職員の割合が看護師で75.2%、介護職で64.5%にも達しているとの調査報告が出されている。

介護職の賃金は、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、「賃金が安い」ことが離職の大きな理由となっている。2009年度以降、国は介護職員への処遇改善策を行っているが、実際には十分な改善につながっていない。

看護師・介護職の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら働く地域・施設によって初任給の格差が看護師で月額9万円、介護福祉士で月額6万円にもなるような格差があり、それが原因のひとつと考えられる。そのために、低い水準の影響を受けて全体の賃金水準が上がらず、看護師・介護職の地域偏在や離職者増につながっていることは明らかである。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と、必要数の4分の3に届かない状況にある。看護師・介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、下記の項目について要望する。

- 1 医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師および介護従事者について、全国を適用対象とした最低賃金(特定最賃)を新設し、賃金の地域格差の解消と底上げをはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

福島県伊達市議会議長 高橋 一由